

令和7年度 秩父別町ごみ収集カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
10月大型ごみ 10月20日(月) 申込み締切日 10月15日(水)			1 缶・ビン	2 生	3 燃やせるごみ	4
5	6 生	7 燃やせるごみ	8 ペットボトル 白色トレイ	9	10 燃やせるごみ	11
12	13 燃やせないごみ	14 燃やせるごみ	15 缶・ビン	16 ご	17 燃やせるごみ	18
19	20 紙類 蛍光灯	21 燃やせるごみ	22 ペットボトル 白色トレイ	23	24 燃やせるごみ	25
26	27 燃やせないごみ	28 燃やせるごみ	29 缶・ビン	30 み	31 燃やせるごみ	

日	月	火	水	木	金	土
ごみ収集は、12月31日(火)～1月2日(金)は休業します						1
4	5 生	6 燃やせるごみ	7 缶・ビン	8 生	9 燃やせるごみ	10
11	12 燃やせないごみ	13 燃やせるごみ	14 ペットボトル 白色トレイ	15 ご	16 燃やせるごみ	17
18	19 紙類 蛍光灯	20 燃やせるごみ	21 缶・ビン	22 ご	23 燃やせるごみ	24
25	26 燃やせないごみ	27 燃やせるごみ	28 ペットボトル 白色トレイ	29 み	30 燃やせるごみ	31

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 生	4 燃やせるごみ	5 缶・ビン	6 生	7 燃やせるごみ	8
9	10 燃やせないごみ	11 燃やせるごみ	12 ペットボトル 白色トレイ	13 ご	14 燃やせるごみ	15
16	17 紙類 蛍光灯	18 燃やせるごみ	19 缶・ビン	20 ご	21 燃やせるごみ	22
23	24 燃やせないごみ	25 燃やせるごみ	26 ペットボトル 白色トレイ	27 み	28 燃やせるごみ	29
30						

日	月	火	水	木	金	土
1	2 生	3 燃やせるごみ	4 缶・ビン	5 生	6 燃やせるごみ	7
8	9 燃やせないごみ	10 燃やせるごみ	11 ペットボトル 白色トレイ	12 ご	13 燃やせるごみ	14
15	16 紙類 蛍光灯	17 燃やせるごみ	18 缶・ビン	19 ご	20 燃やせるごみ	21
22	23 燃やせないごみ	24 燃やせるごみ	25 ペットボトル 白色トレイ	26 み	27 燃やせるごみ	28

日	月	火	水	木	金	土
	1 生	2 燃やせるごみ	3 缶・ビン	4 生	5 燃やせるごみ	6
7	8 燃やせないごみ	9 燃やせるごみ	10 ペットボトル 白色トレイ	11 ご	12 燃やせるごみ	13
14	15 紙類 蛍光灯	16 燃やせるごみ	17 缶・ビン	18 ご	19 燃やせるごみ	20
21	22 燃やせないごみ	23 燃やせるごみ	24 ペットボトル 白色トレイ	25 み	26 燃やせるごみ	27
28	29 紙類 蛍光灯	30 燃やせるごみ	31			

日	月	火	水	木	金	土
1	2 生	3 燃やせるごみ	4 缶・ビン	5 生	6 燃やせるごみ	7
8	9 燃やせないごみ	10 燃やせるごみ	11 ペットボトル 白色トレイ	12 ご	13 燃やせるごみ	14
15	16 紙類 蛍光灯	17 燃やせるごみ	18 缶・ビン	19 ご	20 燃やせるごみ	21
22	23 燃やせないごみ	24 燃やせるごみ	25 ペットボトル 白色トレイ	26 み	27 燃やせるごみ	28
29	30 紙類 蛍光灯	31 燃やせるごみ				

◆注意事項◆

- ◎燃やせるごみ、燃やせないごみ、生ごみは秩父別町指定ごみ袋を使用してください。
(指定ごみ袋以外は収集しません)
- ◎ 農 の印がついた日は、農家地区のごみボックス化されていないごみステーションも収集します。
- ◎ごみは収集日の午前8時30分までにお願いします。
(前日や夜間など収集日以外には出さないでください)
- ◎紙類(新聞紙、ダンボール、雑誌等)は種別ごとにひもで十字にしっかりとしばって出してください。
(新聞紙は専用の袋でも回収します)
- ◎ペットボトルはキャップ・ラベルを外して必ず中をよくすすぎ、水を切ってから中身の見える袋に入れて出してください。
- ◎白色トレイは必ず洗ってから中身の見える袋に入れて出してください。
- ◎空き缶・空きビン(一升ビン)は必ず中をよくすすぎ、水を切ってからごみボックス内の専用コンテナ・ネットに入れてください。
(専用コンテナ・ネットに入っていないものは回収しません)
- ◎ビール・一升ビンは販売店に返却するか、毎週月曜日の資源ごみの受入れで回収します。
- ◎毎週月曜日の午前9時から正午までの間、車両センター(消防支署西側)にて資源ごみの受入れを行っています。
(祝日の場合は休み)
- ◎大型ごみ(有料)は4月から10月の毎月第3月曜日(ただし7月は第4月曜日、9月は第5月曜日)に戸別収集します。
収集日の5日前までに住民課衛生係へお申し込みください。

